

令和３年第２回定例会（９月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和３年９月１６日
観光文化スポーツ部

【補正予算関連】

観 光 振 興 課	観光による消費拡大緊急対策事業について	-----	1
交 通 政 策 課	地域公共交通等新型コロナ対策事業について	-----	3
	秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進事業費に係る 債務負担行為の設定について	-----	5
ス ポ ー ツ 振 興 課	第７７回国民体育大会冬季大会スキー競技会開催事業 について	-----	6

【議案（条例）関連】

文 化 振 興 課	秋田県民会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例案について	-----	7
	（議案第１７２号）		

観光による消費拡大緊急対策事業について

観光振興課

1 目 的

新型コロナウイルス感染症に伴う観光客の減少により、本県の観光関連産業が大きな影響を受けていることから、冬季においても切れ目なく県民による県内流動を促進し、観光消費の拡大を図る。

2 概 要

(1) 冬季宿泊・観光関連事業者支援事業【新規】 672,105千円

①宿泊事業者への助成

冬季の県内在住者向け宿泊プランを造成する宿泊事業者に対して助成を行う。

- ・補 助 率：1／2（上限5,000円）
- ・限 度 額：1施設当たり250万円
- ・対象期間：令和3年12月～令和4年2月
- ・委 託 先：(株)JTB秋田支店（予定）

②観光関連施設応援クーポンの発行

上記宿泊プランの利用者に対し、旅行中に使用できるクーポンを配付する。

- ・内 容：1泊当たり1枚のクーポン（1,000円分）を配付
- ・発行枚数：100,000枚
- ・対象施設：観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設等）
- ・委 託 先：(株)JTB秋田支店（予定）

(2) スキー場を活用した冬季誘客促進事業【新規】 68,152千円

スキー場への誘客により冬季観光の振興を図るため、県内在住者を対象としたリフト代金等の割引券を発行する。

- ・発行枚数：2,000円割引（リフト・食事等） 10,000枚
7,000円割引（リフト・食事＋レンタル等） 5,000枚
- ・対象施設：秋田県スキー場協会加盟15スキー場
- ・対象期間：令和3年12月～令和4年3月上旬
- ・委 託 先：秋田県スキー場協会（予定）

(3) 冬季旅行商品造成支援事業【新規】 62,018千円

冬季における県内発着の旅行商品を造成・販売する県内旅行会社に対し、送客人数等に応じた補助を行う。

- ・補助額：(宿泊) 1人当たり 5,000円
(宿泊+体験) 1人当たり 6,000円
(日帰り) 1人当たり 2,500円
(広告助成) 1社当たり 300,000円
- ・限度額：1事業者当たり530万円(うち広告助成は30万円)
- ・対象期間：令和3年11月～令和4年2月
- ・補助要件：県内事業者所有の貸切バス等の利用
お土産を販売する施設への立ち寄り 等
- ・委託先：(一社)秋田県観光連盟(予定)

3 予算額

802,275千円

((1) ①及び(3)は新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金活用予定)

(1) 冬季宿泊・観光関連事業者支援事業	672,105千円
内 訳 (・委託料(原資含む))	672,105千円
委託料の内訳	
・原資	600,000千円
・事務費	36,500千円
・広告宣伝費	12,000千円
・印刷費	3,000千円
・管理費等	14,050千円
・消費税及び地方消費税	6,555千円
(2) スキー場を活用した冬季誘客促進事業	68,152千円
内 訳 (・需用費 ・役務費 ・委託料(原資含む))	68,122千円
委託料の内訳	
・原資	55,000千円
・事務費	2,493千円
・広告宣伝費	6,500千円
・管理費等	2,936千円
・消費税及び地方消費税	1,193千円
(3) 冬季旅行商品造成支援事業	62,018千円
内 訳 (・委託料 ・負担金補助金及び交付金)	60,500千円

地域公共交通等新型コロナ対策事業について

交通政策課

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者が大幅に減少している貸切バス及び第三セクター鉄道について、県民等の利用を促進するとともに、アフターコロナを見据えた車両整備を支援することにより、事業の維持と地域への誘客拡大を図る。

2 概 要

(1) 貸切バス利用促進事業

24,300千円

貸切バスの料金割引を行う事業者に対し、割引に要する経費を補助する。

- ・補 助 率：1／2（貸切バス料金を50％割引）
- ・限 度 額：1日1台当たり75千円

※当初67,500千円 → 補正後91,800千円

(2) 三セク鉄道イベント観光列車整備事業【新規】

12,500千円

三セク鉄道事業者が地元自治体と一体となって実施する観光列車の車両改装に要する経費の一部を補助する。

- ・補助対象者：秋田内陸縦貫鉄道(株)
- ・対 象 経 費：観光列車「マタギ号」1両に係る車体塗装、座椅子の設置、座席テーブル・ワンマン装置の更新 等
- ・補 助 率：国1／2、県1／4、北秋田市・仙北市1／4
(国・市の補助は直接事業者に交付)

【改装イメージ】



3 予算額	36,800千円
（１）貸切バス利用促進事業	24,300千円 (負担金補助及び交付金)
（２）三セク鉄道イベント観光列車整備事業	12,500千円 (負担金補助及び交付金)

秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進事業費に係る債務負担行為の設定について

交通政策課

1 目 的

秋田新幹線の赤沢から田沢湖間における新仙岩トンネル整備計画の早期実現に向け、J R 東日本が実施する地質調査等に要する経費の一部を負担することとし、当該調査に係る関係機関との調整等を年内に開始するため、債務負担行為限度額を設定する。

2 調査の概要

(1) 主な調査項目

ボーリング調査	地表から中空管を差し込み岩・土等を採取して、その性質・強度等の試験を行う。(4 地点)
弾 性 波 探 査	地表付近で人工的に振動(＝弾性波)を発生させ、返ってきた振動から地下の岩等の種類・硬さや断層の有無等を推定する。(3 測線、5.5 km)
詳 細 地 表 踏 査	断層や露出している岩などを現地で確認する。(2 地区、4.8 km ²)
水 文 調 査	湧水・利水等の状況を把握するため、水質・水量等を計測する。(区間全域)
明かり区間の調査	トンネル出入口部分に新設する橋梁等について、その位置や大まかな構造形式等を検討するため、地質調査や測量等を行う。

(2) 調査スケジュール(予定)

- ・ 令和3年10月 調査実施に係る県と J R 東日本との協定締結
- ・ " 12月～ 河川管理者、道路管理者等の関係機関との調整
地権者調査・協議 等
- ・ 令和5年 4月～ ボーリング調査、弾性波探査、詳細地表踏査 等
- ・ 令和6年 3月 調査結果のとりまとめ

(3) 総事業費

297,000 千円

うち、県負担額 148,500 千円

負担割合 1/2 (負担金補助及び交付金)

3 債務負担行為の概要

- ・ 限 度 額 : 148,500 千円
- ・ 設定期間 : 令和5年度(調査終了年の令和5年度に全額支払予定)

第77回国民体育大会冬季大会スキー競技会開催事業について

スポーツ振興課

1 目 的

「美の国あきた鹿角国体2022」の開催に向け、新型コロナウイルスの感染防止対策を強化し、選手をはじめ大会参加者や県民等の安全・安心を確保した円滑な大会運営を図る。

2 概 要

(1) 新型コロナウイルス等感染症対応救護所の設置 13,894千円

会場内に新型コロナウイルス等感染症対応救護所を設置し、医師による体調不良者の診察、診断等を行う。

- ・救護所の設置（陰圧ハウス2棟）
- ・医師、看護師、臨床検査技師の配置（各2名）
委託先：（一社）秋田県医師会
- ・PCR検査の実施
委託先：（公財）秋田県総合保健事業団

(2) 宿泊療養施設等への搬送体制の構築 3,468千円

移動手段を有していない大会関係者が新型コロナウイルスに感染した場合、必要に応じて宿泊療養施設等への搬送を行う。

- ・車両の借り上げ、乗務員の確保等

(3) インターネットによる動画配信 4,538千円

競技会場の三密を避け、遠隔地での競技観戦機会を提供するため、インターネット動画の配信を行う。なお、ウェブサイト上への動画チャンネルの設置及び配信に要する費用は日本スポーツ協会、配信動画の撮影等に要する費用は県が負担する。

- ・追跡・定点カメラによる配信動画の撮影等
委託先：（株）時事通信社

3 予算額 14,600千円

内 訳	<table><tr><td>・役務費</td><td>216千円</td></tr><tr><td>・委託料</td><td>21,684千円</td></tr><tr><td>・負担金補助及び交付金</td><td>▲7,300千円</td></tr></table>	・役務費	216千円	・委託料	21,684千円	・負担金補助及び交付金	▲7,300千円
・役務費	216千円						
・委託料	21,684千円						
・負担金補助及び交付金	▲7,300千円						
	※開催地負担の増額に伴う大会運営交付金の減額						

秋田県民会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

文化振興課

1 改正理由

あきた芸術劇場の設備を使用する者から使用料を徴収する必要がある。

2 改正内容

設備の使用料を新しい使用料に改める。

3 基本的な考え方

設備の使用料については、令和元年12月議会で示したホール等施設使用料の基本的な考え方と同様に、全国類似施設の平均使用料を料金の目安とした上で、県内文化団体等が利用しやすい料金となるよう設定した。

また、条例で規定する使用料については、全体額を設定した上で、県・市の所有割合（県：57.5％、市：42.5％）に応じた金額を算出したものとする。

主な設備の使用料と既存施設との比較

区分		使用料（1時間につき）		
		あきた芸術劇場	県民会館	市文化会館
舞台 設備	音響反射板（大ホール）	1,100円	600円	923円
	移動式音響反射板（中ホール） ※全18台利用の場合（@40円×18）	720円	—	—
	所作台（大ホール）	1,600円	900円	1,386円
	松羽目（大・中ホール）	370円	313円	306円
	譜面台	20円	17円	20円
照明 設備	ボーダーライト（大ホール）	390円	320円	243円
	アッパーホリゾントライト （大ホール）	370円	243円	306円
音響 設備	拡声装置（大ホール）	1,300円	1,110円	783円
	三点つりマイク装置（大ホール）	260円	250円	151円
楽器	グランドピアノA	3,000円	1,767円	2,466円

※あきた芸術劇場の使用料は、県・市の合計額